

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都  
（氏名） A

上記被審人に対する平成 22 年度（判）第 24 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 754 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 22 年 12 月 20 日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 16 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 22 年 10 月 19 日

金融庁長官 三國谷勝範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

○ 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法 178 条第 1 項第 16 号に該当

被審人は、平成 21 年 4 月 17 日ころ、大阪府大阪市中央区瓦町二丁目 2 番 9 号に本店を置き、婦人下着、化粧品及び健康食品等の製造・仕入等を目的とし、その発行する株式が大阪証券取引所市場第二部に上場されているマルコ株式会社（以下「マルコ」という。）と業務提供サービス基本契約を締結している B 株式会社の役員である C から、同人が同契約の履行に関し知った、マルコの業務執行を決定する機関が、伊藤忠商事株式会社と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた平成 21 年 4 月 20 日午後 3 時 30 分ころより前の同日午前 9 時ころから同日午後 3 時ころまでの間、D 証券株式会社 E 支店、F 証券株式会社及び G 証券株式会社を介し、大阪市中央区北浜 1 丁目 8 番 16 号所在の株式会社大阪証券取引所において、自己、株式会社 H 及び I 名義で、自己の計算において、マルコの株式合計 9 万 3000 株を買付価額 1050 万 900 円で買い付けたものである。

○ 法令の適用

金融商品取引法第 175 条第 1 項第 2 号、第 166 条第 3 項、第 1 項第 4 号、第 2 項第 1 号ヨ、金融商品取引法施行令第 28 条第 1 号、金融商品取引法第 176 条第 2 項

○ 課徴金の計算の基礎

(1) 金融商品取引法第 175 条第 1 項第 2 号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後 2 週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(194 円×93,000 株)

－ (106 円×1,300 株 + 107 円×100 株 + 108 円×1,300 株  
+ 109 円×4,400 株 + 110 円×7,000 株 + 111 円×9,300 株  
+ 112 円×1,600 株 + 113 円×1,100 株 + 114 円×66,900 株)  
＝7,541,100 円

(2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。